

別表十三（四）の記載の仕方

- | | |
|--|--|
| <p>1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>2 措置法第64条の2第2項《収用等に伴い特別勘定</p> | <p>を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額33」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。</p> |
|--|--|